

藤枝市介護福祉士研修費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、無資格者の介護職を呼び込み、専門的知識及び技術をもって利用者の状況に応じた介護を行う人材確保を図り、もって市内の高齢者福祉の向上を図るため、介護福祉士の資格を取得するための研修を受けた対象施設に勤務する介護職員に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市規則第2号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象施設 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条に規定する市内の事業所のうち別表に掲げる事業所をいう。
- (2) 初任者研修 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項各号に掲げる研修で、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23に規定する介護職員初任者研修過程をいう。
- (3) 実務者研修 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号に規定する介護福祉士の受験資格を取得するための研修をいう。
- (4) 介護職員 対象施設に雇用され、入浴、排せつ、食事等の介護等の業務に従事する者であって、令和5年4月1日以後に初任者研修又は実務者研修（以下これらを「研修」という。）が修了している者をいう。ただし、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者は除く。

(補助の対象経費)

第3条 補助の対象は、研修に要する経費のうち、入学金、受講料及び教材費、その他市長が必要と認めたものとする。

(補助の対象者)

第4条 補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 研修修了後、介護職員として対象施設に1年以上継続して勤務している者
- (2) 対象施設から研修に要する費用の一部が補助されていること。
- (3) 国、県、他の地方公共団体、公益団体等から、同様の趣旨の補助金等の交付又は貸付を受けていないこと。

(補助の額)

第5条 補助額は、補助対象経費から対象施設の補助額を控除した額とし、対象

施設の補助額又は5万円のいずれか少ない金額を上限とする。

2 補助金の交付は、1人につき1回限りとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて補助金交付申請書(第1号様式)を提出しなければならない。

- (1) 研修を修了したことを証明する書類の写し
- (2) 研修にかかった金額がわかるものの写し
- (3) 就労証明書(第2号様式)

(申請期限)

第7条 申請期限は、研修修了日の翌日から1年6か月以内とする。

(交付の決定及び補助金額の確定)

第8条 市長は補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定し、及び補助額を確定したときは、補助金交付決定通知書兼確定通知書(第3号様式)により通知する。

(請求の手続き)

第9条 補助対象者は、前条の通知を受領した日から起算して14日を経過した日までに請求書(第4号様式)を提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は公示の日から施行する。

別表

施設サービス	在宅サービス
介護老人福祉施設、介護老人保健施設	訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、介護予防生活援助サービス、訪問入浴介護、通所サービス、介護予防デイ、短期入所サービス、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、グループホーム